

第6章 固定資産評価審査委員会

納税課

固定資産評価審査委員会は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために設置されているものである。

1 固定資産評価審査委員会

- (1) 委員の定数（市税条例による） 3人
- (2) 委員の任期 3年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間
- (3) 委員の選任 委員は、当市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市議会の同意を得て、市長が選任する。

2 審査委員会に対する審査の申出

- (1) 審査申出のできる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格に限られている。
- (2) 審査申出のできる期間は、固定資産の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までとされている。

3 課税台帳の縦覧、審査の申出の状況

年 度	種 目	縦覧件数	審査申出件数	審査決定件数
平成28年度	土地	5	0	0
	家屋	4	0	0
	償却資産	—	0	0
	計	9	0	0
平成29年度	土地	8	0	0
	家屋	6	0	0
	償却資産	—	0	0
	計	14	0	0